質問・意見	回 答
<b>省名停止について</b>	
・指名停止の日数について、県内で発生した案件より県	・経緯等を確認し、改めて報告する。
外で発生した案件の方が短い理由は何か。	
1 令和5年度県営住宅牟礼団地M-26号棟EV棟増築及	なび住戸改善建築工事
・他の棟ではなく、この棟で工事を行う理由は何か。	・住戸改善は耐震改修済の棟で行っており、この棟
	耐震改修済であるためである。
・今後、1億円程度必要な同様の工事を、他の全ての棟	・牟礼団地に限らず、他の団地においても順次工事
で行うのか。	行っている。
・耐震性のない建物が含まれているのか。	・耐震性不足の建物はあるが、その入居者に対して
	耐震性のある建物への移転促進を行っている。
・この棟は30室中10室が空室であるが、工事を行う経	・耐震性のない建物の入居者に、この棟の空室に移
済的合理性があるのか。耐震性のない建物から入居者	ていただくものと考え、工事を進めている。
を移し、空室を埋めていくということか。	
・落札候補者に対する追加資料の提出依頼は毎回行って	・入札参加資格等の詳細を確認するために、全ての
いるのか。	札候補者に資料提出を求めている。
2 県立ミュージアムイナージェンガス消火設備改修工	
・1者応札となっているが、参加可能な業者数は何者を	<ul><li>消防施設工事B等級で県内に建設業法の主たる</li></ul>
想定していたのか。	業所を有している72者を想定していた。
・予定価格はどのように算出したのか。	・営繕課等の助言や業者からの情報に加え、参考見
	書徴収部分については2件のうち単価が低い方
	参考に設定した。
・参考見積りは、今回の工事に関した見積りか。	・今回の工事に関して見積りを依頼した。
・1者応札となった原因は。	・来館者がいない時間帯と休館日で工事を進める
1 1/2 10 2 30 1 13// 1/2 100	め、スケジュールが厳しいことが原因と考えら
	る。なお、入札前に示す設計図書を借りに来た業
	は3者おり、そのうちの1者が応札した。
・落札者は、予定価格の算出時に参考見積書を提出した	・入っている。
業者の中に入っているか。	, v = v = w
・落札者は、自社が参考見積りとして算出した金額より	・入札時は他者との競争になるため、参考見積価格
も低い金額で入札したということか。	りも下がることが一般的と考えている。
・参考見積書の提出業者が低入札調査基準価格に近い金	
額で応札しているため、予定価格の適切性が疑問とな	
る。低入札となった可能性もあり、予定価格の設定に	
ついては再度検討してほしい。	
3 琴林公園照明灯改修工事	
・照明灯7基のうち、6基は更新しているが、1基は撤	- 文質の間板で7世目吐い再並べされか。た 東年

- ・ 照明灯7基のうち、6基は更新しているが、1基は撤去のみとしている理由は。
- ・照明灯の更新頻度は。
- ・予算が確保できれば残りの1基を設置したいとのこと だが、今回の工事とは別の照明灯があれば、それらの 改修と同時に行うのか。
- ・予算の関係で7基同時に更新できなかった。来年度 以降で予算が確保できれば、今回設置できなかった 1基を設置したいと考えている。
- ・今回改修した照明灯は平成元~5年にかけて設置したものであり、初めての更新であったため、30~35年程度で老朽化が進むと考えられる。今後も日常点検を行いながら、危険性があれば適宜更新していく。
- ・公園内には照明灯が13基あり、今回改修しなかったものも、状態を見ながら改修を行っていく。そのタイミングで今回の1基の設置を検討したい。

## 4 NO. 19 港湾施設維持修繕工事(サンポート地区ほか)

- ・修繕は事前に数が確定しないものであるが、どのように算定し、発注しているのか。
- ・古くなるほど修繕の見込みを増やす、というわけではないということか。
- ・今回抽出されていない工事に、この工事と同じような 名称・金額・応札者数で入札が行われ、今回と同じ業 者が受注している工事があるが、関連はあるのか。
- ・時期が違うが、偶然同じ業者が落札したということか。
- ・毎年継続的に行っている工事であるので、概算額を 推測して発注している。早期に修繕を行った結果、 修繕実績が工事金額に達しそうな場合は、工期を短 縮し、次の工事を発注することになる。
- ・そのとおり。施工場所が広範囲であり、個別の施工 場所で判断しているのではなく、対象区域全体で、 優先順位が高い部分から対応している。
- ・発注時期が異なっているが、同じ区域で継続発注している工事である。
- ・そのとおり。

## 5. ふじみ園福祉ホームA棟外1棟改修設備工事

- ・工事期間が約2か月延長となっている原因は、
- 工事はいつから始まったのか。
- ・2回も不調となった原因は。

- ・契約者は、一般競争入札時には、配置予定技術者が要件を満たさなかったことで入札無効となっているが、 契約時の配置技術者は同じ者か。
- ・一般競争入札時の入札金額と比較して、随意契約時の 見積り金額が高くなっている原因は。

- ・2回の入札が不調となり、落札者決定までに3回の入札を行ったことで、工期が短くなっていたためである。
- ・8月3日に着手している。
- ・本工事は、入居者が近くで生活をしている状況で行う必要があり、また、トイレや浴室の改修等、複数工種に跨る水回りの小規模工事が6か所あるため、収益性が低い。さらに、片方のトイレの改修中は、もう一方のトイレが使用できなければならないなど、複数か所を同時に工事できず、職人・材料等の手配がそれぞれで必要となるため、敬遠されたものと考えている。
- 一般競争入札時の配置予定技術者とは異なる者を 配置している。
- ・配置予定技術者を変更したことや工期が短くなったことが原因として考えられる。なお、本案件は単独随意契約としているが、業者にとっては、県が何者に見積依頼をしているか不明な状態であったため、競争を意識しながら適切な価格での見積りをしたものと理解している。

## 再苦情への対応について

- ・再苦情への対応を公開した後、申立者からの連絡はあったか。
- 今のところない。